

## 報告会次第

- 1 開 会
- 2 代表者あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報告事項  
(委員会等の活動報告)
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
- 7 閉 会

# 第10回議会報告会



第9回議会報告会「上浦地区公民館」の様子

## 第10回 議会報告会 日程表

日 時	会 場	中学校区	担当班
5月14日（月曜日） 午後7時00分～8時30分	佐伯東地区公民館	鶴 谷	1班
	木立地区公民館	佐伯南1	2班
	鶴見地区公民館	鶴 見	3班
	下堅田地区公民館	佐伯南2	4班
	八幡地区公民館	彦 陽	5班
5月15日（火曜日） 午後7時00分～8時30分	米水津地区公民館	米 水 津	1班
	蒲江地区公民館	蒲江翔南	2班
	三余館	佐伯城南	3班
	鶴見地区公民館田の浦分館	大 島	4班
	上浦地区公民館	東 雲	5班
5月16日（水曜日） 午後7時00分～8時30分	大入島地区公民館	大 入 島	1班
	本匠西地区公民館	本 匠	2班
	宇目地区公民館	宇目緑豊	3班
	弥生文化会館	昭 和	4班
	直川地区公民館	直 川	5班

### 〔班構成〕

班	班 長	班 員（議席順）			
1班	高司 政文	御手洗秀光	富松 万平	濱野 芳弘	飛高 彌一郎
2班	塩月 健治	菅 さとみ	大野 達也	本田 房代	吉良 栄三
3班	西條 隆洋	佐藤 元	井上 清三	清田 哲也	清家 好文
4班	河野 豊	浅利美知子	矢野 幸正	坪根 大吉	\
5班	後藤 勇人	上田 徹	森 三千年	福嶋 勝彦	\

- ・議員の班編成及び開催場所は、抽選により決定しています。
- ・議長（三浦渉）は、特定の班に所属せず各日ともいずれかの会場に参加します。

## ―― 目 次 ――

◆議会活動実績表（平成29年10月～30年3月） …… 3ページ

◆報告事項：委員会等の活動報告

番号	委 員 会 名	ページ
1	総務常任委員会	5、6
2	建設経済常任委員会	7、8
3	教育民生常任委員会	9、10

◆参考資料 ……11ページ～

- ・佐伯市議会基本条例（前文）
- ・市議会の役割
- ・市議会の権限
- ・市議会の構成
- ・本会議（定例会）の審議の流れ
- ・委員会等構成表（委員等の名簿）

## 議会活動実績表 (平成29年10月~30年3月)

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1 日		1 水		1 金		1 月	(元日)	1 木		1 木	予算特別委員会 全員協議会
2 月		2 木		2 土		2 火		2 金		2 金	3月1日 政策研究会
3 火		3 金	(文化の日)	3 日	12月5日 建設経済常任委員会 教育民生常任委員会	3 水		3 土		3 土	3月6日 教育民生常任委員会 建設経済常任委員会
4 水	↑ 政策研究会 行政視察	4 土		4 月		4 木	(仕事始め)	4 日		4 日	
5 木		5 日		5 火	一般質問 議会運営委員会、予算特別委員会	5 金		5 月		5 月	
6 金		6 月	第9回議会報告会 全員協議会、政策研究会	6 水	一般質問	6 土		6 火		6 火	代表質問 議会運営委員会、予算特別委員会
7 土		7 火	第9回議会報告会	7 木	一般質問	7 日		7 水		7 水	一般質問 教育民生常任委員会(現地視察)
8 日		8 水	第9回議会報告会	8 金	教育民生常任委員会現地視察	8 月	(成人の日)	8 木	一般モニターとの意見交換会 全員協議会	8 木	一般質問 議会運営委員会
9 月	(体育の日)	9 木	第9回議会報告会	9 土		9 火		9 金	建設経済常任委員会	9 金	一般質問 全員協議会、議会運営委員会
10 火	議会運営委員会、各派代表者会議	10 金		10 日		10 水		10 土		10 土	3月8日 建設経済常任委員 会(現地視察)
11 水	↑ 建設経済常任委員会 行政視察	11 土		11 月		11 木		11 日	(建国記念日)	11 日	
12 木		総務常任委員会 行政視察	12 日		12 火	建設経済常任委員会 教育民生常任委員会	12 金		12 月	(振替休日)	12 月
13 金		13 月		13 水	総務常任委員会	13 土	1月16日 建設経済常任委員会	13 火	議会運営委員会	13 火	総務常任委員会
14 土		14 火		14 木	予算特別委員会	14 日		14 水	2月13日 団体モニターとの意 見交換会(教育民生 常任委員会)	14 水	予算特別委員会
15 日		15 水		15 金		15 月		15 木		15 木	予算特別委員会
16 月		16 木	議会報告会各派反省会 政策研究会	16 土		16 火	森林組合との意見交換会 教育民生常任委員会	16 金		16 金	予算特別委員会 各派代表者会議、全員協議会
17 火		17 金		17 日		17 水		17 土		17 土	
18 水		18 土	11月20日 建設経済常任委員会 教育民生常任委員会	18 月		18 木		18 日	2月19日 各派代表者会議	18 日	
19 木		19 日		19 火	閉会日 議会運営委員会、広報委員会	19 金		19 月	議会運営委員会 全議員勉強会	19 月	
20 金		20 月	議会運営委員会 全議員勉強会、全員協議会	20 水		20 土		20 火		20 火	
21 土		21 火		21 木		21 日		21 水		21 水	(春分の日)
22 日		22 水		22 金		22 月	教育民生常任委員会 総務常任委員会	22 木		22 木	閉会日 議会運営委員会
23 月		23 木	(勤労感謝の日)	23 土	(天皇誕生日)	23 火		23 金	2月27日 予算特別委員会 各派代表者会議	23 金	
24 火	決算特別委員会 政策研究会	24 金	議案質疑事前連絡 一般質問割振協議	24 日		24 水		24 土		24 土	
25 水	決算特別委員会	25 土		25 月		25 木		25 日		25 日	
26 木	決算特別委員会	26 日		26 火		26 金		26 月		26 月	政策研究会
27 金	10月26日 建設経済常任委員会 教育民生常任委員会 総務常任委員会 広報委員会	27 月	政策研究会 政策研究会意見交換会	27 水		27 土		27 火	開会日 議会運営委員会、全員協議会	27 火	
28 土		28 火	開会日 議会運営委員会、全員協議会	28 木	(御用納め)	28 日		28 水	総務常任委員会	28 水	
29 日		29 水		29 金		29 月	建設経済常任委員会			29 木	
30 月		30 木		30 土		30 火	1月29日 団体モニターとの意 見交換会(建設経済 常任委員会)			30 金	
31 火				31 日		31 水				31 土	

( メ モ )

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 報告事項:委員会等の活動報告

## 1 総務常任委員会

### 【平成 29 年 12 月定例会】

予算外議案 5 件、専決処分の報告 1 件の計 6 件を審査しました。

### 議案第 134 号 佐伯市振興局設置条例の一部改正について

蒲江振興局の建て替えに伴い、住所を変更します。鉄筋コンクリート造 2 階建て、建設費用 4 億 1,000 万円。旧蒲江振興局は、約 60 年を経過しており、耐震性もなく、雨漏りもしていることから高台に建て替えを行いました。旧振興局は解体しますが、跡地利用については平成 30 年 5 月現在では白紙です。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



▲ 蒲江振興局 外観



▲ 蒲江振興局 内部

### 【平成 30 年 3 月定例会】

予算外議案 14 件、専決処分の報告 1 件の計 15 件を審査しました。

### 議案第 33 号 第 2 次佐伯市総合計画の策定について

この計画は、基本構想 10 年、基本計画 5 年の 2 部で構成されています。基本構想は、本市のまちづくりの全般にわたる基本事項を明らかにしています。基本計画は、各施策の現状と課題、これからの主な取組や指標などを示しています。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第 38 号 財産の取得について（旧大分県立佐伯豊南高等学校の建物）

人材育成施設、地域の振興施設等として活用するために、旧大分県立佐伯豊南高等学校の建物を取得します。

鉄筋コンクリート造 17 棟、鉄骨造 1 棟、軽量鉄骨造 1 棟、コンクリートブロック造 4 棟の合計 23 棟です。県から 1 億 4,014 万 1,314 円で買収します。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 議案第 40 号 財産の無償譲渡について（旧佐伯市市福所地区林業集会センター）

無償譲渡の目的は、市福所地区が地域振興の拠点となる施設を活用するためです。  
建物は、木造瓦ぶき平屋建て、床面積 110.13 平方メートル。

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



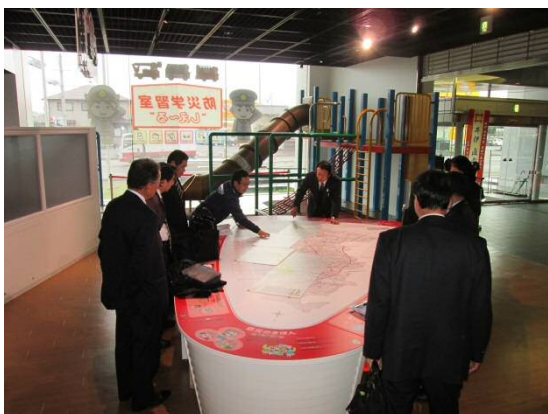
▲旧佐伯市市福所地区林業集会センター（佐伯市青山）

### 【行政視察】

- 平成 29 年 11 月 13 日  
神奈川県小田原市  
「総合計画 おだわら TRY プラン」
- 平成 29 年 11 月 14 日  
静岡県焼津市  
「防災の取組について」
- 平成 29 年 11 月 15 日  
静岡県御前崎市  
「防災対策について」



▲小田原市での行政視察の様子



▲焼津市での行政視察の様子



▲御前崎市での行政視察の様子

## 2 建設経済常任委員会

### 【平成 29 年 12 月定例会】

予算外議案 8 件と専決処分の報告 1 件の計 9 件を審査しました。

#### 議案第 136 号 ふるさとさいき応援基金条例の制定について

寄附金を寄附者の意向に沿った使途に活用していることを明確にするために基金を設置することに関し、新たに条例の制定を行なうもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これにより、寄附金は全額受領した年度に積み立て、翌年度に全額を取り崩し、寄附者の意向に沿った五つの事業に充当することとなります。

選 べ る 使 い 道	豊かな自然と文化を守り育てるための事業
	さいきのこどもたちを育てるための事業
	地場産業を応援するための事業
	みんなが安心して暮らせるまちを創るための事業
	みんなが元気になり、地域の活力を生むための事業

### 【平成 30 年 3 月定例会】

予算外議案 11 件と専決処分の報告 2 件の計 13 件を審査しました。

#### 議案第 41 号 佐伯市空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定について

平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたため、本市の条例を全部改正するもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、この条例は、第 3 条の市の責務や第 4 条の空家等の所有者等の責務については、法をさらに踏み込んだ形で規定し、第 6 条の緊急安全措置については、法にない本市独自のものであり、現行条例を引用しています。

#### 議案第 42 号 佐伯市企業立地促進条例の一部改正について

助成制度を県下トップレベルの内容に改正し、本市への新規企業の誘致と頑張る地場企業への支援の充実を図ることで、更なる地域経済の活性化と雇用機会の充実を目指そうとするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



## 【行政視察】

### ●平成 29 年 10 月 11 日

衆議院第 1 議員会館・国土交通省（東京都千代田区）

- ・勉強会（インバウンド観光、クルーズ船誘致、地方創生）
- ・要望活動（台風 18 号豪雨被害の災害復旧支援、東九州自動車道の 4 車線化、社会資本整備及び防災・安全の交付金の拡充と必要額確保）



▲国土交通省への要望活動

### ●平成 29 年 10 月 12 日

焼津市役所（静岡県焼津市）

- ・ふるさと納税について  
（焼津港の現地視察）

### ●平成 29 年 10 月 13 日

認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター

（東京都千代田区）

- ・ふるさと回帰支援センターの取組について



▲焼津港の現地視察の様子



▲ふるさと回帰支援センター行政視察の様子

### 3 教育民生常任委員会

#### 【平成 29 年 12 月定例会】

予算外議案 12 件、専決処分の報告 1 件の計 13 件を審査しました。

#### 議案第 151 号 佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定について

2 者の公募があり、選定委員会の審査により株式会社ケーブルテレビ佐伯を平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者として指定しようとするものです。

新規提案事業として、地域の課題解決支援や調査研究の要望に応えるため、自治体・民間等と連携・協力して来館者の課題解決に取り組む「課題解決支援図書館」事業等を行うとの説明がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



▲佐伯市立佐伯図書館

#### 議案第 153 号 佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について

佐伯市蒲江海の資料館は、これまで地元の竹野浦河内地区にその管理を委託していたが、5 年間の委託期間が満了するため、さらに平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者として指定しようとするものです。

審査の中で、委託先には問題ないが、今後の資料の展示方法や広報についてもっと工夫をしてより多くの来場者が訪れるようにしてほしいとの意見・要望等が出されました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



▲佐伯市蒲江海の資料館



▲資料館での展示の様子

#### 議案第 122 号 平成 29 年度佐伯市一般会計補正予算（第 5 号）

##### ○私立保育所等運営事業（2,495 万 2,000 円）

私立保育所等運営事業については、佐伯市の子供たちを育てていく保育所等の事業のなかで中心となる保育士の処遇改善をするための経費を計上したものです。

## 【平成 30 年 3 月定例会】

予算外議案 20 件を審査しました。

### 議案第 44 号 佐伯市都市公園条例の一部改正について

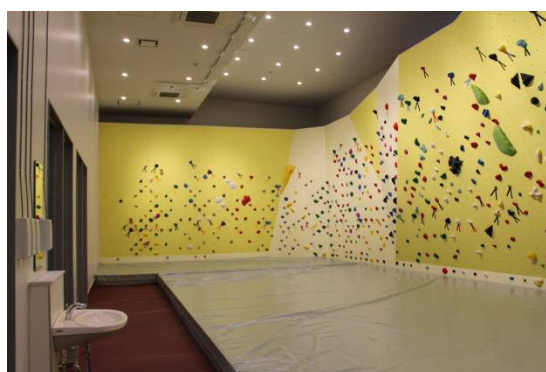
※教育民生常任委員会の所管する部分

佐伯市総合運動公園内に屋内運動広場を新設することに伴い、施設の利用日、利用時間及び利用料金の上限を定めるものです。

審査の中で、屋内運動広場は、災害時には物資の荷さばき所になるため、シャッターが 4 か所ついており、そこからトラックが出入りすることになるとの説明がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



▲屋内運動広場（アリーナ）



▲屋内運動広場（ボルダリングルーム）

### 議案第 50 号 佐伯市介護保険条例の一部改正について

本市が行う市町村特別給付を新たに定めるほか、平成 30 年度から平成 32 年度までにおける保険料率について、現行の保険料率と同一とするとともに、保険料の減免の要件を追加し、及び介護保険法の一部改正に伴う規定の整理をするものです。

審査の中で、居宅要介護保険者がおむつを購入した費用に対し一部助成を行う特別給付の交付時期に関し、在宅での介護は、介護者にとっても心身、経済的にも大変な状況があり、おむつの購入に要する費用の助成は平成 31 年 4 月からではなく、早急に対応すべき問題であることを理由に修正案（市町村別特別給付に関する条項全てを削除）が提出され、賛成多数により修正案が可決されました。

### 議案第 63 号 さいき創生人材育成基金条例の制定について

さいき創生につながる人材育成と「次世代を担う佐伯市の子供たちの育成に役立ててほしい」と寄附された 5 億円を寄附者の意向に沿った活用ができるよう基金を設置することに関し、新たに条例を制定するものです。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 《 参 考 資 料 》

### ◆ 佐伯市議会基本条例（前 文）

#### 前 文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。

これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二元代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

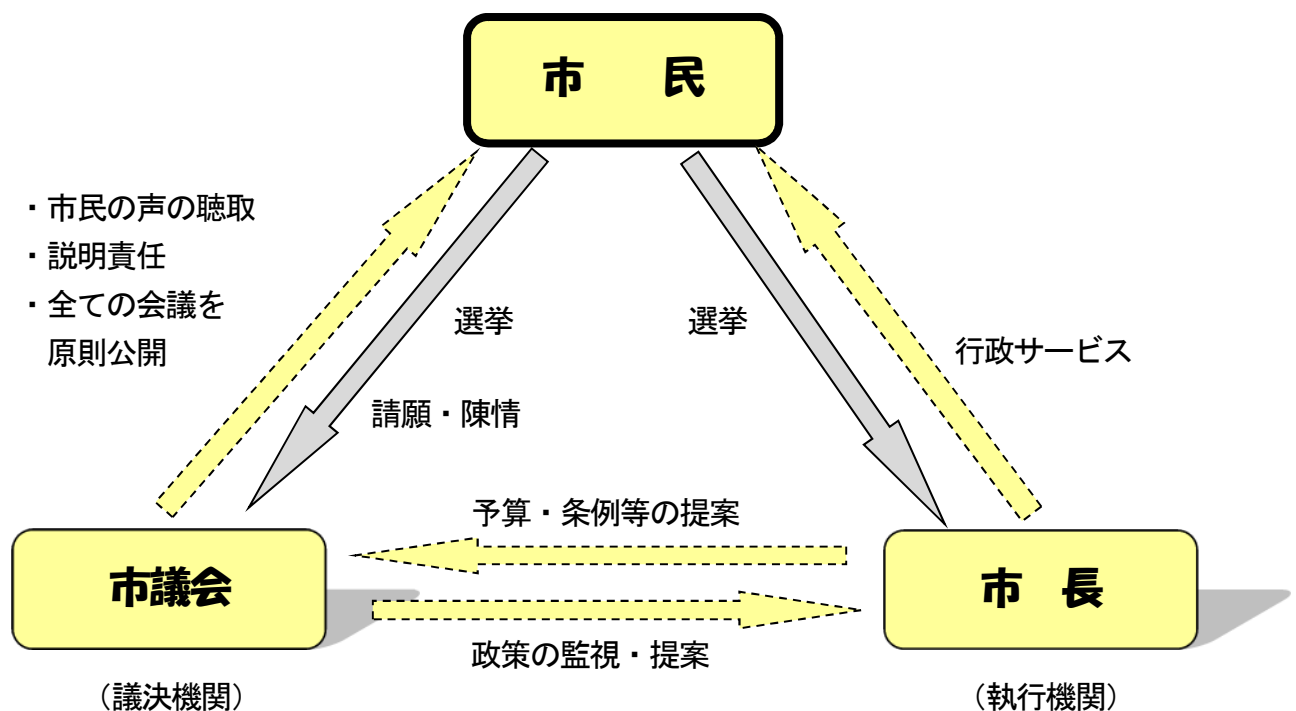
これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不断の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

## ◆ 市議会の役割（市政との関係はどうなっているの）

私たちの佐伯市を快適な住み良いまちにするためには、市民一人一人が「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、市民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合います。この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合って決めているところで、市議会を「議決機関」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「執行機関」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、共に市の発展のため活動しています。



市議会は、議員一人一人が市民の声を聴き、市長の施策が市民のためになるか、合議制の機関として議論しています。また、市民のためになる政策条例案や政策提言の立案について、議会として議員政策研究会を設置し、議論しています。



\* 市議会と市長は共に住民を代表していますので、二元代表制といわれ、市民の意見をどちらが反映しているか、政策を巡って競い合い、両者で佐伯市をけん引し、より良い佐伯市をつくる原動力になっています。

## ◆ 市議会の権限（こんな仕事をしています。）

**議 決 権** 議会の権限の中で最も代表的なもので、市長、議員及び議会の委員会から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約の締結など）について、審議し、市の意思又は機関としての意思を決定する権限

**監 視 権** 執行機関の行う行政運営について、議会が監視する権限

**請 願 受 理 権** 市民の要望や意見を行政に反映させるため、市民から提出された請願を受理し、審議する権限

**意 見 書 提 出 権** 議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対して意見書を提出する権限

**検 査 及 び 監 査 請 求 権** 議会が市の行政を監視する一つの手法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求める権限

**調 査 権** 議会が市の事務に関する調査を行う権限

**自 律 権** 議会内部に関する規則その他の会議に関することを自主的に決める権限

**選 挙 権** 議長、副議長、選挙管理委員会委員などの特定の地位に就くべき者を選んで決定する権限

**懲 罰 権** 議員が法律等に違反し、規律を乱した場合、議会が議決によって懲罰を科すことができる権限

# 市議会の構成

## 本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会議のことを言います。

また、本会議では、市政全般に関する質問（代表質問・一般質問）が行われます。

## 議会運営委員会

【定数 12 人以内】

議会運営を円滑、効率的に行うために設置しています。

## 常任委員会

議案等を専門的、能率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

### ・総務常任委員会 【定数 9 人】

総務部、総合政策部、会計課、消防本部等の所管及びその他の常任委員会の所管に属さない事項

### ・建設経済常任委員会 【定数 8 人】

地域振興部、観光ブランド推進部、建設部、農林水産部、上下水道部及び農業委員会の所管

### ・教育民生常任委員会 【定数 8 人】

市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管

## 特別委員会

特に必要があると認める事件について議会の議決で設置します。

※予算は予算特別委員会、決算認定は決算特別委員会を設置し、それぞれ審査しています。

## 協議又は調整を行うための場

### ・議員政策研究会 【定数 9 人】

政策条例案の立案、政策提言を行うために調査・研究をしています。

### ・広報委員会 【定数 9 人】

議会広報の発行、ホームページの充実に関すること。

### ・全員協議会

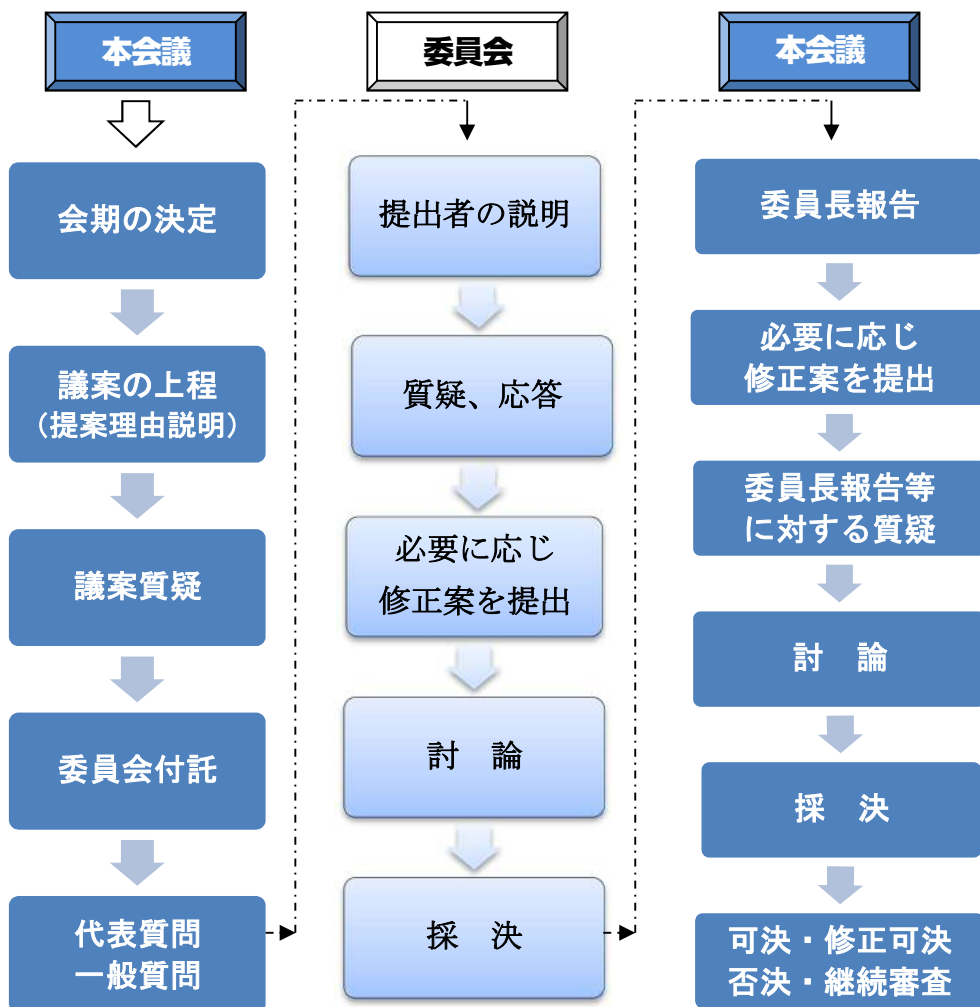
特に重要な案件について議員相互又は市長と協議又は調整を行います。

### ・各派代表者会議

各党派間の意見調整が必要な場合に開催します。

## ◆ 本会議（定例会）の審議の流れ

定例会は、条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれますが、おおむね以下の手順により議案等を審査します。



※委員会審査では、必要に応じ、市民の皆様（※議会モニターの方々）から直接参考意見を頂き、市民参加の下に議案を審査することになっています。

《議会モニターとは》

佐伯市議会では、市民や有識者の声を聴取する方法の一つとして議会モニター制度を設けています。

モニターには、一般モニター（一定要件を満たす者のうち公募による）と団体モニター（一定要件を満たす団体のうち議長が指定）とがあり、任期は2年です。



## ◆ 委員会等構成表（委員等の名簿）

議 長（三浦 渉）      副議長（吉良栄三）      監査委員（塩月健治）

### 【常任委員会】

常任委員会	定数	委員長	副委員長	委 員		
総 務	9	濱野 芳弘	後藤 勇人	河野 豊	矢野 幸正	西條 隆洋
				塩月 健治	福嶋 勝彦	清家 好文
建 設 経 済	8	御手洗 秀光	坪根 大吉	高司 政文	佐藤 元	大野 達也
				森 三千年	吉良 栄三	
教 育 民 生	8	富松 万平	上田 徹	菅 さとみ	浅利 美知子	井上 清三
				本田 房代	清田 哲也	飛高 彌一郎

### 【議会運営委員会】

議会運営委員会	定数	委員長	副委員長	委 員	
議 会 運 営 委 員 会	12人 以内	佐藤 元	御手洗秀光	浅利 美知子	西條 隆洋
				坪根 大吉	清田 哲也
				富松 万平	

### 【広報委員会】

広報委員会	定数	委員長	副委員長	委 員		
広 報 委 員 会	9	後藤 勇人	濱野 芳弘	高司 政文	上田 徹	大野 達也
				坪根 大吉	塩月 健治	清田 哲也
				富松 万平		

### 【政策研究会】

政策研究会	定数	会 長	副会長	会 員		
政 策 研 究 会	9	高司 政文	浅利美知子	矢野 幸正	西條 隆洋	大野 達也
				本田 房代	森 三千年	飛高 彌一郎
				福嶋 勝彦		



▲ 議場

## 大分県 佐伯市議会

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

TEL : 0972-22-3643、22-4598

FAX : 0972-24-0204

ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/gikai/index.html>

e-Mail : [gikai@city.saiki.lg.jp](mailto:gikai@city.saiki.lg.jp)